

基調報告：令和の時代における障害児通所支援の課題と展望

I. はじめに — 私たちを取り巻く情勢の大きな転換

2012年に児童福祉法のもと障害児通所支援制度が創設されてから10余年が経過しました。この間、私たちを取り巻く環境は劇的に変化し、児童発達支援は約1万、放課後等デイサービスは約2万施設にまで増加しました。療育の場がなかった地域にも事業所が設立されるなど、私たちの長年の運動が結実したと言えます。

しかし、急激な事業所の増加は、新たな課題も生んでいます。少子化が深刻化する中、地域の保育所や幼稚園が事業存続をかけて通所支援に参入する動きも加速しました。行き場がなかった時代から、今や保護者が事業所を「選ぶ」時代へと変化したのです。

こうした量的拡大の裏側で、私たちは支援の「質」という根源的な問いに直面しています。さらに、支援の対象も変化しています。「気になる子」の増加の背景には、経済的困窮といった従来の課題に加え、発達上の特性や育ちにくさを保護者自身が抱えているケースも顕著になってきました。平成の時代に築かれた支援の枠組みが、もはや現在の状況に適合しなくなっているのではないか。本稿では、制度開始から今日までの変化を直視し、令和の時代に求められる障害児通所支援のあり方を提起します。

II. 乳幼児期の発達支援における今日的課題

1. 改めて問われる地域連携と母子保健の役割

かつて、乳幼児健診で気づかれた子どもが保健師を通じて地域の療育施設へ繋がる流れは、早期発見・早期療育の重要な基盤でした。しかし現在、事業所が急増し情報が氾濫する中で、保健師が「どこを紹介して良いか分からない」という事態が起きています。保護者自身が情報を集め、地域の児童発達支援を並行通園するケースも増えました。

このような現状において、万単位の事業所がそれぞれに活動するのではなく、**地域の子育て支援システムの一翼を担う**という視点が不可欠です。事業所が増えた今だからこそ、改めて自治体の母子保健担当者と連携し、すべての子どもに必要な支援が届くための「切れ目のない支援体制」を地域ごとに再構築していく必要があります。

2. 問われる支援の質と専門性向上への道筋

事業所の急増は、残念ながら支援の質の低下も引き起こしました。単なる「預かり」や、療育とは名ばかりの習い事教室のような事業所も散見されます。こうした状況に国

も危機感を持ち、「児童発達支援ガイドライン」を改定し、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域に基づく総合的な支援を求めました。

これは支援の質の底上げを図る国の意思表示であり、最近公表された「障害児支援における人材育成に関する検討会報告書」でも示されている通り、今後は職員の専門性を高める体系的な研修の重要性が増してきます。この5領域を、支援を縛るものと否定的に捉えるのではなく、今後の職員研修などを通じて、より専門性の高い支援へと発展させていく視点が重要です。

3. 「親子」を支える支援の重み

「気になる子」の隣には、「気になる親」がいる事もあります。発達に特性のある保護者が、我が子の育ちにくさに直面し、孤立を深めているケースは少なくありません。現在の親子通園は、かつての「保護者の協力のもと」で行う支援から、「保護者自身も支援の対象」として捉える支援へと、その意味合いを大きく変えています。

それは、職員にとって大きなエネルギーを要し、時に疲弊に繋がりかねません。子どもの発達を支えることは、その家庭の暮らし全体を支えることであるという認識に立ち、親子双方を支えるための新たな支援のあり方と、それを実践する職員を守るための環境整備が急務です。

III. 制度の動向と私たちの役割

1. 児童発達支援センター「中核機能」への期待と現実

現在、国の施策の重心は、個々の事業所の整備から児童発達支援センターの中核機能の強化へとシフトしています。センターが地域の保育所等への後方支援や専門人材の派遣を担い、地域全体の支援の質を向上させるという構想には期待が寄せられます。

しかし、専門人材の配置など多くの要件が課される割に運営上のメリットが少なく、多くの地域でセンターの中核機能は十分に活用されていません。この重要な機能が絵に描いた餅で終わらぬよう、私たちは国や自治体に対し、現場の実態に即した制度設計と財政的支援を強く求めていく必要があります。

2. インクルーシブ社会の実現に向けた訪問支援の適切な活用

保育所等訪問支援は、インクルーシブな社会の実現に極めて重要な制度です。しかし、支援員の質のばらつきという課題が深刻化し、複数の事業所が1つの保育所や幼稚園で異なる助言をして現場が混乱する本末転倒な事態も起きています。

加えて、今後「こども誰でも通園制度」が本格実施され、障害のある子や医療的ケア児も含む多様な子どもが共に過ごす場が増える中で、質の高い訪問支援による環境調整は、インクルーシブな社会の実現の鍵を握ります。地域として、訪問支援の質の担保と情報共有の仕組みをいかに構築していくか。自治体等が主体となった協議が急務です。

3. 「こども家庭庁」時代に求められる「権利」としての支援

利用者負担の無償化は、私たちの長年の要求です。しかし、子ども家庭庁のもと保育と障害福祉が一体的に議論される今、新たな視点が必要です。月数万円の保育料を払う保護者から見れば、所得上限のある現在の負担は「不平等」と映るかもしれません。

しかし、私たちが求める無償化は、障害のある子どもの発達保障は社会全体の責務であり、その支援を受けることは「権利」であるという理念に基づいています。保育料との単純な比較論ではなく、障害のある子どもたちが、より手厚い職員配置や高い専門性を持つ職員による質の高い支援を受けられることこそ、障害者権利条約の理念である真の「平等」の実現ではないでしょうか。私たちは、説得力のある論理を再構築し、報酬改定の場で訴えていく必要があります。

IV. おわりに — 新たな連携で未来を拓く

事業所が乱立し、顔の見える関係での「地域の話し合い」が困難になった都市部も少なくありません。平成の時代に有効であった方法論だったとしても、もはや通用しなくなりつつある事もあります。来るべき次の報酬改定についてはこれまで以上に厳しい状況が予測されており、事業所の淘汰も生じると予想されます。

そのような時代を乗り越えるために、私たちは何をすべきか。それは、令和の社会状況に自らを適合させ、学び続け、支援の専門性を高めていく不断の努力に他なりません。国の検討会報告書が示すように、これから時代は、経験則だけでなく根拠に基づいた支援を提供できる専門性が不可欠です。そして、個々の事業所の努力だけでは超えられない壁を乗り越えるため、再び「連帯」の力を取り戻す必要があります。本大会が、全国の仲間と知恵を出し合い、すべての子どもの豊かな育ちと家族の幸せな暮らしを守るために新たな一歩となることを心から願い、基調報告いたします。

文責 全国発達支援通園事業連絡協議会 事務長 田中一旭